

議案第四八号

損失補償契約の締結に関する予算外義務負担について

竹田森林組合の林道開設資金に関する農林漁業金融公庫および農林中央金庫との損失補償契約を別記案件に基いて締結するものとする。

昭和三十八年四月二十三日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十八年四月二十三日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



農林中央金庫が農林漁業金融公庫との間に締結した業務委託契約に基き、竹田森林組合に代って公庫に支払った代位弁済額のうち損失確定日において金庫が弁済を受けていない代位弁済金額及び遅延利息に相当する金額

二 三朝町は 前一号で云う償還期限到来後十ヶ月を経過した後公庫及び金庫に補償を履行する。

また上記補償をするにつき損失確定日の翌日から補償の履行の日まで日歩三銭の割合による遅延利息を支払うものとする。

三 主たる借入条件

- 一 借入金額 金一三〇、〇〇〇円也
- 一 利率 年七分五厘
- 一 償還期限 昭和四年二月一日
- 一 元金の償還及び利息の支払方法並びに時期
償還方法 年賦償還 年賦金金一三、〇〇〇円也
- 一 年賦金の支払時期 毎年二月一日
- 一 据置期限 昭和三年二月一日